石巻赤十字看護専門学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条(名称) 本会は石巻赤十字看護専門学校同窓会と称する。
- 第2条(目的) 本会は赤十字精神のもとに会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与 する
- 第3条(事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1 会員相互の親睦に関すること
 - 2 母校の発展に寄与する諸事業
 - 3 その他本会の目的達成上必要な事項
- 第4条(所在) 本会の所在地は石巻赤十字看護専門学校内(石巻市蛇田字西道下71番番地)に置く。

第2章 会員

- 第5条(会員) 会員は正会員、名誉会員、準会員の三種とする。
 - 1 正会員は石巻赤十字看護専門学校並びにその前身の石巻赤十字病院救護看護婦養成所、石巻赤十字看護学院、石巻赤十字高等看護学院及び宮城県養護教諭養成所(石巻赤十字病院)の卒業生であること。
 - 2 名誉会員は歴代校長並びに同窓会に多大な貢献をした者で、役員会で推薦 され総会で承認された者とする(会員と会員外の両方を含む)。
 - 3 準会員は前記学校の在校生とし卒業と同時に正会員とする。

第3章 役員

- 第6条(役員) 本会に次の役員を置く。
 - 1 会長1名、副会長2名、常任幹事1名、幹事若干名、書記1名、会計2名 会計監事2名。
 - 2 現校長を名誉会長とする。
- 第7条(役員の選出及び任期) 役員は総会に於いて選出し任期は2年とする。但し、 留任を妨げない。
- 第8条(役員の職務) 会長は会を統括し副会長は会長を補佐する。
 - 2 常任幹事は副学校長があたり会長の命を受け会務に関し企画立案する。
 - 3 幹事は会務に関することを審議実施する。
 - 4 書記は会の庶務を掌り会計は経理に当たる。

第4章 会議

- 第9条 本会の会議は定例総会、臨時総会及び役員会の3種とする。
- 第10条(総会) 本会の定例総会は2年に1回開催する。但し、役員会に於いて必要と 認めたときは臨時総会を開くことができる。
 - 2 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 予算、事業計画、並びに決算に関する事項
 - (3) その他事業運営上必要と認めた事項
- 第11条(役員会) 役員会は役員をもって組織し会長が必要と認めたとき招集する。
 - 2 役員会では次のことを審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 第12条 会議の議事は出席会員の過半数で決める。

第5章 委員会

- 第13条 本会の事業を円滑に行うために、下記の委員会を設置する。
 - (1) 規則委員会
 - (2) 総会運営委員会
 - (3) 会報委員会
 - 2 委員会は会長の諮問に応える。
 - 3 委員は会員の中から会長が任命する。
 - 4 第13条に基づき、委員会の運用に関し必要な事項を別に定める。
 - 5 委員会担当業務以外で、必要な業務が生じた場合は特別委員会を設置 する。
 - 6 特別委員会は会長の諮問に応え、委員長、委員、任期などは会長に一任とす る。

第6章 会 計

- 第14条(経費) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第15条(会費) 会費は正会員として入会の際10,000円を納入し永久会費とする。
- 第16条(会計年度) 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。

第7章 規程

- 第17条 円滑な会の運営を行うため次の規程を設ける。
 - (1) 文書管理規程
 - (2) 会計管理規程

- (3) 「赤十字の部屋」管理規程
- (4) 個人情報保護規程
- (5) 慶弔規程

第17条の2 前項の規程は、役員会が必要と認めた場合は改変することができる。 第18条(設立年月日)昭和51年10月31日とする。

附則

- 第19条 この会則は昭和51年10月31日制定し即日施行する。
 - この会則は平成13年8月25日制定し施行する。
 - この会則は平成21年8月22日制定し施行する。
 - この会則は平成29年8月26日制定し施行する。
 - この会則は令和元年8月24日制定し施行する。
 - この会則は令和2年10月1日制定し施行する。
 - この会則は令和3年5月11日制定し施行する。(規程に個人情報保護規程、 慶弔規程の追加)